

交渉責任者　自動車局監理課
黒住事務官

自監第二三六号

昭和二十五年一月二十一日

運輸大臣　大屋晋三

内閣總理大臣　吉田茂穀

道路運送審議会及び車両検査手数料等に關し、道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を改正する必要があるから別紙法律案及び理由を添えて閣議を求める。

二五、一、一六 目 動 車 局

内閣
官房
運輸省
法律事務局

本局所管事項
に付する
改定手続

法律第

号

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法 一昭和二十二年法律第百九十一号の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第二章 監理」~~は~~^を第二章の二 道路運送審議会

を加える。

第四條第三項第十号中「都の区の長」を「都知事」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條とする。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 道路運送審議会

(設置)

第九條 ^{この法律の適用を図るため、陸海軍にとて道路運送審議会を置く。} 陸海軍にとて道路運送

審議会の名稱は、左の通りとする。

道路運送法(一)
改定法事務

東京道路運送審議会
名古屋道路運送審議会
大阪道路運送審議会
廣島道路運送審議会
高松道路運送審議会
新潟道路運送審議会
福岡道路運送審議会
仙台道路運送審議会
札幌道路運送審議会

(詮問事項等)

第九條の二 陸海軍局長は、左に掲げる事項については、道路運送審議会にかけり、その決定を尊重してこれをしなければならない。

- 一 自動車運送事業の免許
- 二 自動車運送事業の停止及び免許の取消
- 三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

足
外
考

前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が軽微なものと認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にかかるべきでこれを行うことかできる。

道端連坐審議会は、道端連坐審議会から報告書を提出を命ぜられた。調査を命ぜられた文部省は、

道路連絡審議会は、連絡審議会から報告、情報若しくは資料の提出を求められた。調査を命ぜられた者は意見を徵された事項について述べ、必要に接觸をしなければならない。

第九條の三 道路運送審議会は、道路運送の改善に関する事項に關し、関係行政機関に建議をすることができる。

第九條の四 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋及び福岡道路運送審議会は委員七人、大阪道路運送審議会は委員六人、廣島道路運送審議会は委員五人、高松^{近畿と四國方面}新潟^{北陸方面}仙台^{東北方面}及び札幌道路運送審議会は委員二人をもつて組織する。

会長は、篠路連携審議会の会員を置き、委員の互認にてり選任する。
会長は、篠路連携審議会の議事と並行して、議題を審議しての
会長の名前を署する。

通路運営審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければ

委員の任命一
各都道府縣知事は、任命されるべき委員の數の倍数の候補者
を推薦しなければならない。

第九條の六 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、期付、前任者の委任期間とする。

委員にて再任され得ることができる。

委員は、非常勤とする。

一 委員の選免

第九條の~~八~~ 道路運送大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行かできないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該道路運送局議会の意見を聞いてこれを罷免することができる。

一 招集の手続

第九條の八 道路運送審議会の招集は、午後か行う。

会長は、道路運送審議会を招集するには、少くとも一週間前に議案を長として正月及び場所を委員会通知するとともに、陸運局長にこれを通告しなければならない。

一 講究方法

第九條の九 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、審議を開き、裁決をすることを能ではない。

道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同聲のときは、会長の決するところによる。

特定の議案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議から離れたときは、当該議案に関する聽決に参加することが可能ない。

道路運送審議会は、因公の職務をその会議に出席させて必要を説明を求めてことができる。

第九條の十 道路運送審議会の議事の結果は、これを記録しなければならぬ。

第九條の十一 委員は、道路運送審議会の承認及び道路運送大臣の同意のある報告を除いて、報酬のある他の職務に從事し、又は商業をばならぬ。

一 禁業の禁止

第九條の十二 委員は、道路運送審議会の承認及び道路運送大臣の同意のある報告を除いて、報酬のある他の職務に從事し、又は商業を

營み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つて行ならない。

（公總会）

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるときは、公總会を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附設された事項

二 運輸省設置法（昭和二十四年法律五百五十七号）第五十五條

第二項の規定により運輸審議会から求められた事項

道元若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は前項第二号に掲げる事項につき運輸審議会の要求があつたときは、公總会を開かなければならない。

意見をもつてこうとする事項並びに公總会を開く日時及び場所を公告する事項

公總会の経過は、速記の方法により、これを記録しなければならない。

（記録の閲覧）

（公總会）

第九條の十 及び前條第三項の規定によれば記録は、一般の申出があつたとき等、（これ）を閲覧に供しなければならない。

（請求等）

第九條の十一 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるとときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体その他の關係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体又は学

校経営ある者に必要な調査を委託すること。

三 國係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

当項第三号の規定により出頭を求められた國係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができます。

る。

一 庶務(支事)

第九條の十 ~~本~~ 道路運送審議会の庶務は、陸運局において処理する。

第九條の十 ~~本~~ 道路運送審議会の講臺規則は、道路運送審議会に定める。

この法律に規定するものの外、道路運送審議会に關し必要な事項は、
運輸省令で定める。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の検査又は前項の車両検査証の書換若し
は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、
国庫に納めなければならぬ。・
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

既定の附則の次は、
但し、附則第2項の規定は、

但し、附則第2項の規定は、

入

昭和二十三年六月一日にありて赤坂区立高級会員委員下野有田、
ノハヌア八項目八十項会主次の規定に付かず、五日におよし
解任

研会を用ひよことなく立ち退けと古人せらるまことある。

解任

既往色立多條令の委員の宣教を済ウトシ
その他既往色立事務会議事務局を解任を終了とめた
車両保養機械等の取扱いを教習する
本所の運営を終了した

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十二年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 監理」を「第二章の二 道路運送審議会」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 道路運送審議会

（設置）

第九條 道路運送審議会は、陸運局ごとにこれを置く。道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

東京道路運送審議会
名古屋道路運送審議会
大阪道路運送審議会
廣島道路運送審議会
高松道路運送審議会
福岡道路運送審議会

新潟道路運送審議会
仙台道路運送審議会
札幌道路運送審議会

（諮問事項）

第九條の二 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項については、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。

- 一 自動車運送事業の免許
- 二 自動車運送事業の停止及び免許の取消
- 三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に対する承諾

前項各号に掲げる事項のうち、道路運送審議会が軽微なものと認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にはからないでこれを行うことができる。

（建議）

第九條の三 道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、関係行政機関に

連絡をすることができる。

(組織)

第九條の四 東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、広島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第九條の五 委員は、道路運送審議会が設かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とする都道府県について当該都道府長、知事が指名する候補者のうちから、都府県にあつては一人づつを、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府長、知事が指名する候補者の数は、任命されるべき委員の二倍でなければならない。

(委員の任期等)

第九條の六 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、助任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(兼業の禁止)

第九條の七 委員は、道路運送審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事し、又は商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の罷免)

第九條の八 運輸大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができるないと認める場合は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該道路運送審議会の同意を経て、これを罷免することができる。

(会長)

第九條の九 道路運送審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

(講決方法)

第九條の十二 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、講事を開き、講決をすることができない。

道路運送審議会の講事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同數のときは、会長の決するところによる。

特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議があつたときは、当該事案に係る講決に参加することができない。

道路運送審議会は、関係行政機の職員をその会議に出席させて必要を説明を求めることができる。

(講事の記録)

第九條の十一 道路運送審議会の講事の概要は、これを記錄しなければならない。

(公聽会)

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めたときは、公聽会を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附帶された事項

二 輸送省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）第五十五條第二項の規定により運送審議会から請願、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

道路運送審議会は、前項第一項に掲げる事項につき輸送局長の指示若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は同項第二号に掲げる事項につき運送審議会の要求があつたときは、公聽会を開かなければならない。

公聽会の招集は、速記の方針により、これを記録しなければならない。

(記録の開覽)

第九條の十三 第九條の十一及び前條第三項に規定する記録は、一般の

申出があつたときは、これを閲覽に供しなければならない。

(調査等)

第九條の十四 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるとときは、左の各項に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体その他の關係者に対し、必要な報告・情報又は資料を求めること。

二 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体又は学識研究者等に必要とされたる調査を嘱託すること。

三 参考人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を聽すこと。

前項第三項の規定により出頭を求められた關係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(庶務等)
第九條の十五 道路運送審議会の庶務は、跡運局においてこれを処理すること。

第九條の十六 この法律に規定するものの外、道路運送審議会の職務規則その他道路運送審議会に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の検査又は前項の車両検査証の審査若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ車両検査手数料・車両検査証書換手数料又は車両検査証再交付手数料を國庫に納めなければならぬ。

前項の手数料の額は、三百円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し附則第二項の規定は、昭和二十五年三月三十一日から施行する。

2 昭和二十五年三月三十一日において道路運送審議会の委員である者は、第八條第八項、第十項及び第十一項の規定にかかるらず、その日において辨令を用いことなくその職を免ぜられるものとする。

理由

道路運送審議会の委員の定数を減少し、その他の道路運送審議会に關する規定を整備するとともに、車両検査金等について手数料を徴収する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「第二章 暫理」を「第二章 暫理 第二章の二 道路運送審議会」に改

める。

第八條を削り、第九條を第八條とし、第二章の次に次の二章を加
える。

第二章の二 道路運送審議会

（設置）

第九條 道路運送審議会は、陸運局とともに、これを置く。
道路運送審議会の名称は、左の通りとする。

東京道路運送審議会

名古屋道路運送審議会

大阪道路運送審議会

廣島道路運送審議会

高松道路運送審議会

福岡道路運送審議会

新潟道路運送審議会

仙台道路運送審議会

札幌道路運送審議会

（諸簡易項）

第九條の二 陸運局長は、その権限に属する左に掲げる事項について
ては、道路運送審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしな
ければならない。

一 自動車運送事業の免許

二 自動車運送事業の停止及び免許の取消

三 自動車運送事業に係る第五十條第一項の協議に附する承諾、
前項各号に掲げる事項のみうち、道路運送審議会が逕徴なものと
認めるものについては、陸運局長は、道路運送審議会にはからな
いてこれを行うことができる。

(連議)

第九條の三　道路運送審議会は、道路運送の改善に關し、関係行政廳に建議をすることをできる。

(組織)

第九條の四　東京道路運送審議会は委員八人、名古屋道路運送審議会及び福岡道路運送審議会は委員各七人、大阪道路運送審議会は委員六人、廣島道路運送審議会は委員五人、高松道路運送審議会、新潟道路運送審議会、仙台道路運送審議会及び札幌道路運送審議会は委員各四人をもつて組織する。

(委員の任命)

第九條の五　委員は、道路運送審議会が置かれる陸運局の管轄区域をそれぞれの区域とし、都道府縣について当該都道府縣知事が推薦する候補者のうちから、都道府縣にあつては一人ずつを、北海道にあつては四人を運輸大臣が任命する。

各都道府縣知事が推薦する候補者の数は、任命されるべき委員

の数の二倍でなければならぬ。

(委員の任期等)

第九條の六　委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(兼業の禁止)

第九條の七　委員は、任期中道路運送に関する事業者團体の役員を兼ね、若しくは道路運送事業の經營に參加し、又は道路運送事業からいかなる報酬を受けることができない。

委員は、前項に規定するものの外、報酬のある他の職務に從事し、又は荷物を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。但し、道路運送審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合はこの限りでない。

(委員の罷免)

第九條の八　運輸大臣は、委員が心身の故障のため、職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員た

るに通しない非行があると認める場合においては、当該道路運送審議会の同員を経て、これを釐光することができる。

(云々)

第九條の九 道路運送審議会に会員を置き、委員の互選により選任する。

道路運送審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する旨を定めて置かなければならぬ。

(選次方法)

第九條の十 道路運送審議会は、委員の過半数の出席がなければ、審議を一時、擱次をすることができない。

道路運送審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会員の決するところによる。

決定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、道路運送審議会の決議がきたたときは、当該事案に係る擱次に参加すること

ができない。

道路運送審議会は、國務行政廳の職員をその会議に出席させて必要な証明を求めることができる。

(議事の記録)

第九條の十一 道路運送審議会の議事の概要是、これを記録しなければならぬ。

(公聴会)

第九條の十二 道路運送審議会は、左に掲げる事項について必要があると認めるとときは、公聴会を開くことができる。

一 第九條の二第一項の規定により附設された事項

二 道路運送審議会(昭和二十四年法律第百五十七号)第五十五條第二項の規定により運送審議会から情報、資料若しくは意見の提出、報告又は調査を求められた事項

道路運送審議会は、前項第一号に掲げる事項につき運送局長の指示若しくは道路運送審議会の定める利害關係人の申請又は同項

第二号に掲げる事項につき郵便審議会の要求があつたときは、公團会を明かなければならぬ。

公團会において或り承認された事項の正確を記録は、公的を記録者により、且つ、できるだけ深記の方針によつてこれをしなければならない。

（記録の開覧）

第九條の十三 第九條の十一及び前條第三項に規定する記録は、一般の申出があつたとき、これを開覧に供しなければならない。

（開覧等）

第九條の十四 道路運送審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、左の各項に掲げる事項を行うことができる。

一 公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体その他の關係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 國係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徵すること。

前項第二号の規定により出頭を求められた國係人又は参考人は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。
（庶務等）

第九條の十五 道路運送審議会の庶務は、陸運局においてこれを辦理する。

第九條の十六 この法律に規定するもの之外、道路運送審議会の諭事規則その他の規則並びに付手料に因し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五十四條第五項の次に次の二項を加える。

自動車について、第一項の被食火は前項の車両検査証の書換若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ車両検査手料、車両検査証書換手料又は車両検査証再交付手料を國庫に納めなければならない。

前項の手料の額は、三百円以下の範囲内において、命令でこれを定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十五年四月三十日から施行する。

2 昭和二十五年四月三十日において道陸運送審議會の委員である者は、第八条第八項、第十項及び第十一項の規定にかかわらず、その日において許令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

裏面白紙

理由

道路運送審議會の委員の定數を減少し、その他道路運送審議會に関する規定を整備するとともに、車両検査等について手数料を徴収する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二月一日金曜日

道路運送法

G.S. 1946年8月6日

連絡の印

で、首標の法規は、左の参照事項の字並びにその精神に違反するものである。

イ、S O A P I D 3 0 0 , A 0 0 6 0 (一九四六年八月六日)
ロ、S O A P I R 1 5 9 4 , A 0 0 0 0 (一九四六年十二月十一日)

ハ、S O A P I N 1 8 6 0 , A 0 0 6 4 (一九四八年二月十六日)

ニ、昭和二十三年政令第五十六号

ホ、昭和二十二年六月十六日、經濟安定本部訓令第三号

ヘ、國務公務員法、昭和二十二年法律第二百二十号並びに、同改正、昭和二十三年法律第二百二十二号、第二百五十八号及び第二百六十五号並びに、昭和二十四年法律第二号、第二百二十五号及び第二百七十四号。第一〇一號、第一〇三號及び第一〇四號。

三、審議会なる機能が必要と認められるならば、それは、審議会を通して行はれるべきでなくして、常勤の政府職員により、且つこれを通してのみ行はるべきである。

四、審議会の委員は單に非常勤であるといふ事にも拘らず、第九條の七は、審議会の委員の事業を禁止している。これは、人事院規則一の六に照して甚しく矛盾している。

五、第九條の七は次のように読み変えられるべきである。

(1) 道路運送審議会の委員は、道路運送に關係のある報酬を受ける他の業務に兼ねて從事し、又は道路運送に關係ある商號若しくは賛助的業務を行つてはならない。且つ(2)斯かる事業の株式を所有し、又はこれと他の如何なる關係をも持つてはならない。更に、道路運送審議会の委員は、その職務を辞してより一年間、道路運送審議会と密接な關係を有する賛助的業務の機会受贈し、又は、その職に就くことを禁止される。

六、第九條の十四第二号は更に明確に規定すべきである。

Investigation
Study
八月一日金曜日

七、當該調査事項を列挙すべきである。

八、第九條の十二第四項は次の如く読み変えるべきである。

九、公聽会中に処理された事務の正確な記録は、これを公の記録者によることとする。

せ施則一
さうせ種若
つあだをき
くらじはまき
りうじでまき
だいとく
セイイ
御湯

り、又出来得る限り、遠慮によつて翻案しなければならない。

六首則の法案は、地方自治法の主旨に抵触する。

道路の運用及び保守は政府に關係を有するのみならず、縣及び地方團体に重大なる關係を有するものであるから、それ等縣及び地方團体に政府代表者と同一の基盤に立つて、干與する権利を與え

るべきである。

道路運送法の一部を改正する法律案に対するG.S.の修正意見参考資料

二五二二十七 漢語省自衛軍局

一九四六年八月六日
S O A P I N T O S , A Q O B S O

統制会の解散並に特定産業内に於ける政府専門機関及び所要統制機關
の設置並に關する覺書

1. 産業をある種の戦時生産統制から解放し、平時經濟の再建には非必要な資材及び物資の生産を増強すべく、一層民主的な方策を設定するため、日本帝國政府は本覺書の日附から九〇〇日以内に次の各項を成就するのに必要な措置を講ずるやう指令される。
- A 現存する諸統制会を解散し、それに関する一切の法律、命令規則及び省令を廃止すること。

- Bかかる統制会の諸記録を、現在統制会を監督してゐる政府のそれぞれの部局内に保存すること。

2. 上記A項の規定條項に従つて取られる措置と同時に、經濟安定本部内又はその下に同本部の統一的指導監督を受け又特定の關係諸省と共にし、必需資材及び物資の生産確保のため同本部によつて選ばれた特定産業に対する割当及びその内部に於ける割当を実施し、且その割当が所要生産計画に適合するやう調整するに必要とされる公的機關、局課及び手続を設定すること。又經濟安定本部によつて選ばれた特定産業部門内に於ける必需原料及び半加工材料の割当のため、それら産業部門内に於て一時的の安定方策として用ひられる、民主的に組織運営される同業組合の設立及び運営を監督すること。

日本帝國政府は本覺書の日附以後九〇〇日以内に、次の各項の報告五通を英文にて八時半時用紙にタイプして聯合國最高司令部に提供しなければならない。

- A 上記第一項Bの規定に應じて廢止された一切の法律、命令、規則及び省令の完全な表。
- B 上記第一項Bの規定に従つて解散された諸統制会の記録保管等の責に任する局の名稱。

- 0 上記第一項Bの規定に従つて設定された特定機關の名称、機

機、組織及び運営法、設定された手続の解説。

D 必需原料及び物貨の輸送を受けるため、上記第一項①に於て與へられた権限に従ひ政府によつて選定された特殊商業の一覽。

E 上記第一項②の規定に従つて一時的安定方策として利用される所要同業組合を設立するため政府によつて取られた処置の報告、これと共にそのやうな同業組合の各につきその機構、運営方法及び特定の機能に関する十分な報告と、關係の大、中、小企業のすべてが、組合の決定に十分且無差別に參與することを保証するために取られた方策の報告をも記載すること。

3 設定された商業部門内に於て一時的安定化たる一切の同業組合、及び本覚書の條項に従ひ日本帝國政府によつて設立された公的機關の存置期間は、特に聯合國最高司令官によつて認可された場合を除き、本覚書の日附より一ヶ年の期間に限られる。

4 本覚書は、聯合國最高司令官部發日本帝國政府宛の覚書「民間商船委員会の任命」に関する件によつて設立された民間商船委員会機能繼續に對しては一切影響がないものと解釈されねばならない。

通商運輸省の「開港場を設立するため審査に付する事項の標準正規要領並参考料

二五三二十七 運輸省印 背面

SCAPIN 3394-A 0400 (一九四六年十一月十一日)

通商運輸省の標準による特許方言に関する資料

臨時特許審査官監修を受けること。

1 日本政府は直接から測量の結果の権利を剥奪せねばならない。
輸出の民間会社又は興社による海上約定入荷港の方法による輸入
及び牛車の取扱细则は除去されねばならぬ。

2 日本政府は、該公社によつて測量機能を実現する計画を、
済合國務高司令官に提出するを要する。右公社の目的は、十分な
測量機能によつて構成され得ない場合に、必要な測量機能を行使
することにある。

3 日本政府は、該公社によつて測量機能を実現する計画を、
済合國務高司令官に提出するを要する。右公社の目的は、十分な
測量機能によつて構成され得ない場合に、必要な測量機能を行使
することにある。

4 通商安寧本部は済合國務高司令官の指揮なしに、臨時特許審査官
監修に就いていかなる権限をも指定してはならない。
5 上記第2条の項によつて設立又は運営される機関は興社の
財務及び運営者はその機関とは興社の権利下にある財務及び運営
の仕事の執行に従事する会社又は運営の財士や運営者となることを又
は、運営を終り運営を終つことを許されてはならない。

6 日本政府は、との書の日附から一〇日以内にこの旨書に
捺印されている政令に一考する必要品及び器材の許可令書を、
放文にて〇〇時限内にタインブしその五種を済合國務高司令官に
提出してその承認を乞ねねばならない。

風の聲が一層を正する始終寧に放する口音を正す事無事

卷之十一

卷之三十六

おもひ出でる方の御用ひをすするやう

一九四六年八月六日附：「新編全蜀王集」於新安商場內

おどる金運車を駆け及ぶ黒轡を引廻す「此身無事」に因する歌詞

古文子

解説に於くべきことを指令された

▲「お前さん」といふ言葉は、本の読み方を教へる時のもので、朝令夕改のその他の二種(そら種)の名前が「お三事」(お三事)

「おお今度こそ御用を仕合ふべしとする所を今んで

アーチを下るも内子の氣附かない

(1) おまかせは、運び去る人の手を経合所で引落かの

(A) その一休の細今、たんしめる、

(三) 計算会または手算盤を演算せらる、

(2) 以上の一式の又は其の等をもつて、以下の如きの手続によつて、その

または製品の開発または導入を検討する

(三) 命令による検査

(6) 物語、短説その他の一分計畫の作成

(2) その性質をもつてゐるに因まつては徳國保護の供與上記一項△及びBが丘の事件におつては、

かとちやかにれどもかうい

日本政府はこれら二つの内務及び外務に関する事務を各府省に

運輸省

如前に記し、以下に示してその裏面において既に記載中の該圖
關係の文字を二行へて一マ字及び大文字にて表示する方法を採用
するよう指示すべきこと

(2) 本書類は、該書類または施工業の如き事務所活動を行する
一級の建築物

(B) (2) その他一切の建築物
右一項は以下の次項を含むと、ただしそれに限るもので
はない。

(1) 本と「青葉座樂團休金」、「樂團金附金」及び「商工組合
金」によつて組織された團體でその名稱中に「樂團」の文字
を含んでいるもの。この規定はその團體がそれ以後組織者え
していると否とを問わない。
○完全に日本政府の所有にあらぬ書類または團體は右一項より
除外されるべきこと

D たて書きは、本書類のり取扱料の日本内に限る旨を記載す
に記述せはざまとい。

4 日本書類は本書類により、これらの一部が修正を加へる場合
上部中の各欄等につき記載またはその他の記載に關する次元を附
して日本政府に記載されたとを報告される。
5 該書類は、不正確に記載された原因の甚地等深に關する
報告を、要文に付し、所屬官吏に提出するよう指示される。
本書類の規定外は一切の理由に關し、該書類は其全體無効と
取扱トロ本政廳所長に認可する旨を記載せられ。

第一項 本令（運輸省職員に対する教令）を定む。以下同じ。（之に付する規則は、同日二十三年三月三十日限り、これを廃止す。）

第二條 各種の事務、この規則が適用し、あらたに職務をきすることがでりた。

第三條 この文令施行の際、施設各課にて就する職員は、亦とべくすみやかに職務を怠らざるべくものとし、其一月の日までに各おもてんせり力をいかずは、職務の怠慢を戒められきものとする。

第四条 各課は、方所番号の通牒により署頭又は印鑑の書類識別

を要くこととす。

一 通牒の書類及び職員の在任期間を具体に定めること。

二 干支は、仕合書を交付してこれを用ひる。名前、姓氏、職務及び

通牒印鑑等と同文の書類及び職員の通牒大印の通牒又は通牒

の通牒が以て互換に用ひすこと。

通牒の職務調査は、一段落、二段落又は三段落と実施の成否機

算めとし、その結果について経理更に申す。

臨時調査は、その任職せらるへま最近に停車場等に係属した基業許容されていふものであり、且つ予算十の半額を計上でなければ、相手なる職員もこれを受けさせることせで良き。又、臨時調査には、干支に依頼を既に済んで開票を了さずることはできない。

通牒の職務調査の責任、次官及び次官、不本大臣又は外務省課

の長が内閣總理大臣の承認を得てこのを行う。

六箇月の定期的調査には、省立運送配給を適用すと。

第七条 の職務調査には、省立運送配給課内閣總理大臣の規定を適用する。

第八条 の職務調査において、省立運送配給の「ラセ」とあるのは、

同令第十九条「他ノラセ」とある「ラセ」であるのは、

卷之三

公職については第一歩か「三月三十一日」とあるのは、一月十五日」と読み取るに至りました。而してこの段落の各項には、それに対するし、又は後續する御文公職法又は人事委員会規則の項をも論ずる所と見られ、その改力が天う。

運 輸 省

開港場港会員並運送便の事項に關する件

函本局今後圖見

第一款 所有二十一本門頭港会員十本頭定住、運送料額並手續費額等
各該三個人は昭和二十二年四月三十日以後、三船主並手續費額等
三種類十一項の規定によく照拂及該項の運送については、次の
方針を設立こととする。

一、船舶委員會や否、各門頭港會に属する船舶、構造又は馬力が必
要であつて、運賃額西に過多亦新規等のない場合において、該
船外埠の運賃額率等に従じ相應新規を取る旨の中から、こ
れを採用する。

二、商標の手續は、毛洋大臣の外、地方的要領については地方官
署の運送これを行うことができる。

三、船舶委員會、地域的に見本局の之州水道港並公私に代蒙せら
れをよきに運送することを禁し、所定の船舶外埠等でのみ運

し、又は公私に就く船舶の手續を許すことは絶对禁物である。

四、船舶委員會の運輸用委員をして派遣することは絶対禁物。
五、船舶委員は毛洋大臣の指名とされ、其門頭港會に従じ其職を
述べ、實地を受けるもの外、船舶委員會の運送、構造の運送を
の運賃當又は公私に同する運賃額率に従じること以降を除ひ
六、船舶委員は其職上認められ難き事務を除く外、又運送
り運賃を受け又は運送請願となることは絶対禁物。但し其員
は責任ある者でなければならないことを要する。

第七款 本款に掲げた所載又は昭和二十二年六月二十日以後
各項の割合に相当たるする運送又はその運送取扱いを行ふこととしてある。
而し前款規定本款規定を當てて昭和二十二年六月三十日以前
の運送又は運送された所載又は本款に相当たる運送又は其體
的運送又は運送された所載又は本款に相当たる運送又は其體
的運送又は運送された所載又は本款に相当たる運送又は其體

卷之三

新規開拓は、人を説教するのではなく説教されられて居て、それが
新規開拓者にとっての新規の方の考え方で、それが開拓地開拓のために用いられた
新規開拓者入植地開拓する過程で生じた問題とされ得る。しかし、
開拓は、人間が開拓の目的を達成するまでに苦難を経ねてはされ
ばならぬ事だ、開拓を実現する方法は二つある。それに対して新

所生の御命は、地獄、火見、風雷その諸苦大を及ぼすに當し、愈
々て薦能中無病者本體以外の通體に及ぶる事あることを謂げ及ひ。
マニ此間は、御者めと西典を學び奉承矣。斯日御開示いたぬ。その
一子せむい。又は恐懼して社をも廢し・但し、御鬼社・人神社など
にて御守りたる天より人多き也聞だるづて御神も少候。是故に事務的

大正十九年九月十八日の午後二時半頃、北洋銀行支店にて

卷之三

（この二回、前回は、さうして、正直なところ、お詫びの意を表すものと見て取れる。）
「お風呂場へ見下す者並みといつて」（そのかたを千鶴子とすらあ
ざわらの、關係の複雑、恐縮苦しく思ひ承認の意を表す。又、自
己の企圖を露んでほめたまは。

運輸省

つんで運営を觀するに及んである。

5 人斎院は、人斎院監視の実務者とてころにあり、前段の筆者に對する對答として、その監視の實務者としての意見を提出する。

6 新規の問題を對付するに際して、その範囲の問題について解説があるとき、その問題を受領した際の考案思慮により人事院に新規の所立をすることができる。

ア 善光寺一圓塔二圓塔が樹立するに、新規の新規の樹立のあつた場合度てこれら事例である。

タ 善光寺一圓塔の樹立をしなかつた點は、人斎院監視の甲立にて開示した結果、道場寺寺地が正圖であることを示すものであれば、人斎院監視の宗のものであるより、人斎院監視の宗のものであるに、その金額に過する問題の発生若しくは一圓を贈つて、その旨を御了承されたれ深くお詫び。

一、(一)の種類上の問題(一)種類別問題

第一門問題(一)施設や施設を有する者(金額以外の問題)の關係の問題、問題者しくは野體員の施設問題、その他の小字の問題の問題の問題し、やしくは事務を行つても、人斎院方該者の施設の問題等の問題の問題である。

人學院規則 一一六

昭和二十四年六月十六日施行
昭和二十四年九月十五日改正

委員会の委員等の職務と責任の特殊性に基く法の特例

法附則第十三條の規定に基き、次に掲げる職員については、その職務と責任の特殊性により、この規則に定める範囲において法の適用を除外する。(昭和二十四年九月十五日施行)

一 中央労働委員会委員へ昭和二十四年九月十五日施行

二 船員中央労働委員会委員及び船員地方労働委員会委員へ昭和二十四年九月十五日施行

三 行政監察委員へ昭和二十四年九月十五日施行

四 道路運送審議会委員へ昭和二十四年九月十五日施行

五 通關出關經費審議会委員へ昭和二十四年九月十五日施行

二 法第二十三條、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第五十四條まで、第五十六條から第六十一條まで、第七十二條第三項、第七十四條第二項、第七十五條、第七十七條から第八十條まで

第八十二條から第八十八條まで、第九十條から第十二條まで、第一百二條、第一百四條、附則筆力條及び附則第十條並びにこれらの條項に係る権利の規定は前項に定める職員には、その適用を除外する。

但し、その職員が任命権者又は、所轄課の長としてその職務を行ふについては、この限りではない。(昭和二十四年九月十五日施行)

三 第一項に定める職員の任命方法、職務、在職機関その他前項に掲げる法の條項の規定の適用除外に伴い必要な事項は、別に法律又はそれに基く命令の定めるところによる。(昭和二十四年九月十五日施行)

4 職員が第一項に定める職員の職を兼ねる場合においては、第二項の規定は、第一項に定める職員としての資格についてのみ、当該職員に適用するものとする。(昭和二十四年九月十五日施行)

道路運送法の一部を改正する法律案に対するのとの修正意見に
対する解答

180APIN一一〇八A〇〇八〇一九四六、八、六
紳團会の解放並に特定通商内に於ける政府機関機関及び所要統
制機關の設置製造に関する覚書

1 この覚書は、戦時統制經濟機構及び統制方式を解放し、平時
經濟再建に必要な資材及び物資の生産を増強するため、經濟
安定本部内に公的機関、庫、課を設けること、及び民主的に
組織運営される同業組合の設立及び運営を計るよう命じてい
る。

2 道路運送審議会は道路運送法へ一九四七法律第一九一号一に
よつて行政の民主化を目的として設置された機関で。この法
案は現行法の規定を明細化し、運輸省監督法に規定された運
輸審議会と同一歩調をとるようにしたままである。審議会は
自動車運送業の免許、登録の取消、填報の禁止及び運賃自
動車運送事務の運営開始につき陸運局より諮詢を受け。それ
に答申することが歴然である。(同法改正法案第九條の二
照)

180APIN一一〇九A〇〇八〇一九四六、一二、一一
臨時物資総治整法による抑制方式に関する覚書

1 この覚書は、高騰から即ちの統制機能を堵するよう及び特
定の民間会社又は團体による独占的買入販賣の方法による資
料及び牛畜物の配給統制を樹立することを要求している。

2 道路運送審議会は前に述べたように物資の輸送、配給には全
快開係を有しないよので、この覚書にも關係ない。

180APIN一一〇九A〇〇八〇一九四六、八、六
紳團会の監督に関する方針の解釈及び実施に関する覚書

及び S O A P I H 一二九四、一〇四〇〇一、一九四六、二二、一二
覺書中の純制会等の解釈並びに実施に関する規定であるが、
前二覺書に記載されいよじてこの覺書にも本法案は關係がない。

六 昭和二十二年政令第五十六号委託制度廃止に関する政令

1 決案の内容をなしてある道幹理參法によつて行政の民主化を実現するため設立された恒久的の機関であつてその委員はこの政令にいき嘱託でも又臨時職員でもなく國家公務員法の一般職の職員となつてゐる。

2 との政令は臨時職員に関するものであり且つ、この政令の各規定は國家公務員法又は人選院規則の規定が適用されるときからその效力を失うこととなつていて、附則第十條一ので國家公務員法の一級職の職員である委員はこの政令の適用をうけないし又その精神に反するともない。

昭和二十二年六月十七日經濟安定本部理令第三号

諮問委員会及連帶職休等の運用に関する件

1 の御令は、物資の担当、補給に關し該問委員会制度及び担当行政事務參書者の管理等を規定している。

2 道路運送審査会は前掲したようにこれらの事務には關與しないので、この御令の字義及び精神にも反しない。

へ國家公務員法第百一條は職務に専念する業務を規定したものであつて、その第一項及び第二項は職務の兼職を禁じ、第三項は職員團体のための活動に關し規定したものである。道路運送審査会の本法案は、これらの字義及び精神に反する事項は規定しない。

然百二條及び第百四條、奉院規則一〇六にまゝその適用を除外されてゐるのであつて本法案がこれらの字義及び精神に反するとは考えられない。へなお三の項参照

△ 道路運送審査会は道路運送法の民主化のために自動車運送事業の負担、負担の取消、舉報の停止等に対する防護規則の略問機關と

して段階られたものであり道路運送法の適正な運用をはかるために必要である。

又憲事院会は前述の職務を行ふものであるから監督の権限、審査等に関するものと本質的に異なるものであり政府職員によつて行はるべきではない。

道路運送審議会の委員は、一般職に属する非常勤の國家公務員である。従つて國家公務員法の適用を受けるのであるが、人事院規則一の六により道路運送審議会の委員は、その職務と責任の特殊性に基いて同規則に定める條項の範囲内において國家公務員法の適用を除外されている。その規則による國家公務員法の規定の適用除外に伴つて必要な項目は別に法律又はそれに基く命令の定めるところによることとなつてゐる。従つて道路運送審議会の委員は、國家公務員法第百三條、第百四條の適用を除外されているが、その適用除外に伴つて必要な項目は道路運送法に規定することができるのである。

尚に本法第百三條の七が人事院規則一の六に照して甚しく矛盾しているといふことは考えられない。

本法第百三條の七は、審議会の承認及び運輸大臣の同意のある場合を除く外、道路運送に關係のある報酬を受ける他職務等をも含めたすべての報酬のある他の職務等に從事することを禁止しているのであるが、その趣旨は道路運送に關係のある報酬を受ける他の職務等に從事する場合には、審議会は報酬を承認せず、それ以外の場合は報酬を調査して兼職を承認するといふことであり、現行法の適用においてもそのようにしてきたのである。従つて本法案は、今回の指示の趣旨に反しないばかりでなく、審議会の承認といふとよつて審議会の自主性を尊重しているのである。

四

（十九條の十四項）運送二便に亘る開港事項について

運送開港事項並びに運送の二便にある如く汽船並車輌の登録等
並びして荷物を受取寄附するなどに關する九條の二項並びに如く開港事
項の改訂に依り新規行駛地に開港することがで置き、而つて新規公
社並新規の船舶等は新規開港地のみを通過せりて該港の必
要が起る所のであり然れども十九條（運送二便）の必要を問ふる者も無
駕籠渡し開する所ら車輌並びに船を掛ける事項と謂する事項が包
含される。

これは開港地一地区の相互通商の基礎と又開港事務者の經營実績
と並開港事務の開港とか承きの事項に關する事項がありこれを列
挙することに因縁である。

開港地は第一号に上記目的が課せられるので本等が開港される場合
時を以て、水陸により開港を認定するには世間に直ち開港する必要
がある場合であり開港事項を列挙して開港したが方が開港と謂はれ
又。

外之開港事項を尋ねると開港開港を以つて開港事務全般からても開港の
規定（開港者敷設規則十七條）があるか開港事項の列挙してそのの
中開港の理由によるものと見度れる。

五

（十九條の十二項開港について）
これは本法並に於て該公團会の開港にすて開港事務により
開港することにせつてあるがそれは開港等の事務會等も予想さ
れるので本法並の本文は「公團会等は開港された開港の近隣を記載
せられそれを公の記載事項により、又でも付する開港開港によって記載され
なければならぬ」と訂正することとした。

（道路運送法施行規則第十二條において是開港は路線を定める旨
開港事務の運営について子め開港事務の運営に付し開港管理者
の意見を収めて行うことにせつてある）で、都道府縣知事は運営の
都用保守の面から代理代運者と同一の運営に立つて運輸・運事等に
ついて干渉する権利が與えられてゐる。従つて当開港は既に解決さ
れてゐるのであり地方自治法の立質に對しては見られない。
（六の二 本法並は都道府縣長の監督機關である開港事務監理會に關する

ものが必要、たゞ理屈を弄する機械の前に本題を以て示すのである。江戸時代から
これまでの日本思想が、西洋の影響をうけたものでは何はれ等

としての公認制度により公認社人間を認めたるである。同時に運送車輌にかかる規制強化事項の監督者としての知事等を考えると、知事はより容易か走行時に監視されることには妥当では、さうして運輸大臣は勾留の権限者たちから更に運送者を逃れさせ得るためにある。今後、運輸規制法施行後第十二條に「運送車輌は所轄を定め、其内陸道運送事業許可證については、前項の規定に依り監督管理の意見を徴求せ付ければならないこと」にあります。

23

新路運送委員会委員は、中央労働委員会委員、新潟中央労働委員会委員、新潟労働委員会委員、行政監察委員、新聞出版用紙制限委員とともに、人事院規則一〇〇により新潟公認貿易の特例を認められたものである。新潟公認貿易二種、新潟公認は、これら新潟公認にて公認貿易をくわむ場合、行政監察監査委員新聞出版用紙の割増又はその割減、新聞出版用紙監査委員会には、公認の禁止及び公認からの開除についての規定はない。しかるに新潟運送法に公認の禁止について規定したの外、新潟運送に關係ある他の

職務とその怠慢を認めたことは、運輸省の公務員の特徴性から不適切であることによる。しかし「道路運送に關係ある事業の株式を所有し又はこれと連つて小字を認めた者も持つてはならない」と規定には「過誤後二年間停職令と資格取消令を有する官吏事業の権を喪失又は或くことを禁止する」という規定まで懲罰禁止及び永止めらの規制を改正に認定することは、要員の権力と責任の特殊性から人事処理規則一〇六により國家公務員法第三百四十四条の適用除外外を認めた改訂を通過することとなるものである。

道路運送委員の兼職について

に付て、第一回の意見を公表する旨を附す。

一、兼職について

- (1) 全然余暇を認めないもの
(2) 自動車運送事業の役職員（委託、請け、貸し、後藤河内等）
(3) 地方鉄道軌道
(4) 小型業者
(5) 直面運送事業
(6) 日動車製造事業
(7) 日神電気及び日鉄機器
(8) 洪潤運送事業
(9) 自家用自動車使用者の役職員
(10) 前各号の事業を営む者の組織する団体の役職員
(11) 公共團体の長
但し前項に付ては一年の期間を定め新規的の圖の実現ひじよ
ることとする。

同委員としての職務に専念するに支障なく且委嘱令に於て承認す
れば餘暇を認めるもの

- (1) 自動車用部品製造販賣業の役職員
(2) 同機器・タイヤ・ナニー・ブ、瓦斯等生産製造販賣業の役職員
(3) 道路運送の役職員
(4) 車両製造販賣業の役職員
(5) 物販業の役職員
(6) 半導體の役職員
(7) 前各号の事業を営む者の組織する団体の役職員
(8) 公共團体の長及び評議會
(9) その他
既に利害關係を有する者
第一、(1)に記載した事業を営む会社の大株主、一腰田三及び同一戸籍
に所有する株式の数が總株式数の百分の二〇以上を有するもの
其の兼職若しくは對立的立場にあるもの
家情につき個々に判定するものとする。

裏面白紙

609
In the interests of the Bill to
Amend the Local Authorities to the Road
Transportation Law
March 27, 195.

- Budget Transportation Bureau
- The following conference was convened to be made to the
Bill for partial amendments to the Road Transportation Law.
- Article 3-(c), paragraph 3 of the Bill, the members shall
be of part-time service" shall be deleted.
 - Article 5-(7) shall be amended as follows:
(prohibition of concurrently engaging in other business)
During his term of office, no member of the road
transportation Council shall be associated with any trace
of association connected with road transportation, nor shall he
participate in the management of, or receive any compensa-
tion from, any commercial road transportation enterprise.
Except for the cases where the approval of the road
transportation Council and the consent of the Minister of
Transportation have been obtained, no member shall engage
in any other sort of office with compensation or to commercial
business, nor shall he engage in any other business than that
of gaining any pecuniary profit.
 - Article 5-(12), paragraph 3 of the Bill shall be amended
as follows:-
An accurate record of business transacted during the
public hearing shall be kept by means of an official record,

- 012
1. Requested information by the use of statements.
2. Article 9-(1), Paragraph 1-(2), no further necessary expenses or losses on books or buildings, tools, instruments and equipment, shall be granted to "May 1, 1950" and "June 30, 1950".
3. In accordance to the supplementary provisions, "Article 2, Paragraph 5, in paragraph 1 of this regulation," the amount of expenses on books or buildings, tools, instruments and equipment, shall be granted as follows:
- 4. Article 9-(1), Paragraph 1-(2), no further necessary expenses or losses on books or buildings, tools, instruments and equipment, shall be granted to "May 1, 1950" and "June 30, 1950".
 - 5. In accordance to the supplementary provisions, "Article 2, Paragraph 5, in paragraph 1 of this regulation," the amount of expenses on books or buildings, tools, instruments and equipment, shall be granted as follows:

道路運送法の一部改正法案の修正について

三五三二七 運輸省

道路運送法の一部改正法案に対し次のよう修正せられたい。

一、第九條の六第三項「委員は、非常勤とする。」を削る。

二、案第九條の七前段を次のように改める。

enterprises
association
Trade

委員は、任期中道路運送に關係するあらゆる協会の役員を兼ね、若しくは道路運送事業の經營に参加し、又は理由の如何を問わず道路運送

事業から報酬を受けること達できない。
三、案第九條の十二第三項を次のように改める。「公職会社に派遣された事務の正確な記録は、公職記録者により、行

べきる限り速記の方法によつてこれを記録しなければならない。
四、案第九條の十四第一項第十一号「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する團体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。」を削る。

五、附則第一項中「昭和二十五年四月一日」及び「昭和二十五年三月三十日」を「昭和二十五年五月一日」及び「昭和二十五年四月三十日」に改め、第一項中「昭和二十五年三月三十日」を「昭和二十五年四月三十日」に改める。

道路運送法の一部改正法案の修正について

二五、四、一四、運輸省

第九條の七第一項を次のように改める。
委員は、任期中、道路運送に営む事業者団体に日本汽船トモ
モ関與してはならず、直接間接たると向て道路運送事業、
又はこれに関連する一切事業の役員、相談役等は顧問となり、
經營に参加し、報酬を受け、又はこれに付随する形態を及ぼさ
てはならない。

二 第九條の十四第一項第一号を次のよう改める。

及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に反する限り、公務所による道路運送事業者若しくはその被相続人

する団体その他の関係者に対する、必要な報告、情報又は資料を
求めること。

水經注

11月7日 本連軍引秀吉守。橋能王能守すもので、
木戸東山又は三井作村守と有りと詳報し候。

及ば公正取引の除外に因する法律（昭和二十二年法律第二百九十一号）及び私的独占の禁止
時々会員の如き行財目職の連絡機関を全般に於けるとしていたのであるとしているが、
まことに、連絡機関がこれら法律の規定の対象としていないので、連絡機関がこれら法律の規定に違反するとは考えられ
ない。下一、連絡機関が公務所又は道路運送事業者若しくはその
の如くする場合その他の業者に付し、事業者間作法又は私的独占の
事に及び公正取引の確保に因する法律の規定に違反しなければ作成で
き大いにような報告、情報又は資料を始めたとしても、求められた者の
行為は、それによつて合法化されるものではないからその者は道路運
送事業者会の求めに応ずる必要はない。

然つて直轄通達會か別途の聞く必要な法律、則又は資料の提出を求めるることは、學業者團体法及び私的獨占の禁止及び公正取引の確保を期する法律と云はずなく、又公正取引委員会の権限を阻害することもないと考へらるので「學業者團體法（昭和二十三年法律第二百九十一号）又は私的獨占の禁止及び公正取引の確保を期する法律（昭和二十二年法律第五十四号）」は、解説されるべ

20

運輸省

道路運送法の一項を正直する法律(昭和九年の十四第一項第一号)「
事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)」又は私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)
の規定に反しない限り、公務所又は道路運送事業者若しくはその組
織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求
めること」とあるのは、次の理由により「公務所又は道路運送事業
者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、
情報又は資料を求める」と改めることが適当である。

事業者団体法は、事業者団体が構成事業者に対し、一定の報告を
強要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について調査する
こと等を禁じ、又独占禁止法は事業者が一定の行為をすることを禁
じているが、これら、事業者団体又は事業者の行為を対象とする
規定であつて国の行政機関の行為の禁止を規定したものでない。

そして道路運送審議会は、国の行政機関であるからこれらの禁止規
定の適用がなく、従つて道路運送審議会の報告の収取等が事業者團
体法又は独占禁止法に違反することがありえない。そこで前述のご
とく改正することが適當である。なお、道路運送審議会が報告、情
報、資料の提出を求める旨のこの規定は、これによつて公正取引委
員会の権限をおかすものでなく、公正取引委員会は事業者団体法及
び独占禁止法の規定により事業者・事業者団体等に対し報告、情報、
資料の提出を求めることができることがいりまでもない。

道路運送法の一項を改正する法律案第九条の十四第一項第一号「事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に反しない限り、公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の關係者に対し、必要な報告・情報又は資料を求めること」とあるのは、次の理由により「公務所又は道路運送事業者若しくはその組織する団体その他の關係者に対し、必要な報告・情報又は資料を求めることが事業者団体法の規定によるものである」と改めることに適当である。

事業者団体法は、事業者団体が構成事業者に対し、一定の報告を強要し、又は構成事業者の業務なくその事業内容について調査すること等を禁じ、又独占禁止法は事業者が一定の行為をすることを禁じているが、これらは、事業者団体又は事業者の行為を対象とする規定であつて国の行政機関の行為の禁止を規定したものでない。

そして道路運送審議会は、国の行政機関であるからこれらの禁止規定の適用がなく、従つて道路運送審議会の報告の取扱事が事業者団体法又は独占禁止法に違反することがありえまい。そこで前述のごとく改正することが適當である。なお、道路運送審議会が報告・情報・資料の提出を求める旨のこの規定は、これに上つて公正取引委員会の権限をおかずるものでなく、公正取引委員会は事業者団体法及び独占禁止法の規定により事業者・事業者団体等に対し報告・情報・資料の提出を求めることができることがりまでもない。

Article 9-(7) During his term of office, no member of the Road Transportation Council shall be associated in any manner with any trade association connected with road transportation, nor shall he be an officer, advisor or counsellor of, or participate in the management of, or receive any compensation from, or hold any substantial investment in, any commercial road transportation enterprise or in any enterprise related thereto either directly or indirectly.

Article 9-(14)

-
- (1) To request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprises or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 191 of 1948) or the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947).

DATE: April 21, 1950
FROM: Chief of Legislation and Opinion Bureau
TO : Administrative Vice-Minister of Transportation

Regarding your inquiry about the bill for Partial Amendment of the Road Transportation Law, we reply as follows:-

Description

It is deemed proper to amend Article 9-(14), Paragraph 1-(1), "to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 191 of 1946) or the Anti-Monopoly Law (Law No. 54 of 1947)", as "to request necessary reports, informations or data from public offices, road transport enterprisers or bodies organized thereby, and other parties concerned", on account of the reasons mentioned hereunder.

The Trade Association Law prohibits the bodies organized by enterprisers from compelling the component enterprisers to submit certain reports, or from investigating into the business details thereof without the consent thereto by the component enterprisers, while the Anti-Monopoly Law prohibits the enterprisers from certain activities. These stipulations have, however, only the activities of bodies organized by enterprisers

or enterprises as trading objective. They do not fall into

about the prohibition of activities of administrative organ of state. Now the road transportation council, being an administrative organ of state, is relieved from the application of those prohibitive stipulations. Therefore, the collection etc., or reports by road transportation Council could never be said in violation of the Trade Association Law or the Anti-monopoly Law.

It is therefore deemed proper to revise as mentioned above. Further, this stipulation for

requiring to present the reports, informations or data by the road transportation council does not infringe upon the authority of the Fair Trade Commission, which, under the stipulations in the Trade Association Law as well as the Anti-Monopoly Law, is entitled to request the submission of reports, informations or data from enterprises or bodies organized thereby etc., which does not requires no special mention.

DATE: April 21, 1950
FROM: Legislation and Opinions Assistant to the Attorney General
TO: Administrative Vice-Minister of Transportation

Regarding your inquiry about the bill for Partial Amendment of the Road Transportation Law, we reply as follows:-

Description

It is deemed proper to amend Article 3-(2A), paragraph 1-(1), "to request, necessary reports, information or data from public offices, road transport enterprises or bodies organized thereby, and other parties concerned, provided that such activities are not conducted in any manner contrary to the provisions of the Trade Association Law (Law No. 131 of 1946) or the Anti-monopoly Law (Law No. 54 of 1947)", as "to request necessary reports, information or data from public offices, road transport enterprises or bodies organized thereby, and other parties concerned", on account of the reasons mentioned hereunder.

The Trade Association Law prohibits the bodies organized by enterprises from combining the component enterprises to submit certain reports, or from instituting a tie to the business details without the consent under the law of the component enterprises, while the Anti-monopoly Law prohibits the enterprises from certain activities. These stipulations have, however, the activities of bodies organized by enterprises

27

on enterprises as their objective, they do not constitute
the prohibition of activities of administrative organs
of state. Nor the Road Transport Law Council, being an
administrative organ of state, is not a body organized by enterprises,
is exempted, as a matter of course, from the application of these
prohibitive stipulations. Therefore, the collection etc., of
reports by the Road Transportation Council could never be said
in violation of the Trade Association Law or the Anti-Monopoly
Law. It is therefore deemed proper to revise as mentioned
above. Further, this stipulation for requiring to present the
reports, informations or data by the Road Transportation
Council does not infringe upon the authority of the Fair Trade
Commission, which, under the stipulations in the Trade As-
sociation Law as well as the Anti-Monopoly Law, is entitled
to request the submission of reports, informations or data from
enterprises or bodies organized thereby etc., which fact re-
quires no special mention.